

日清戦争期における清国語通訳官 —陸軍における人材確保をめぐる政治過程—

岡本真希子

はじめに

本稿は、日清戦争期において、陸軍の雇員として活動した清国語の通訳官について、その人材確保をめぐる政治過程を検討するものである¹。

1894年に始まる日清戦争は、近代日本にとって初の大規模な対外戦争であり、翌年の台湾領有は植民地帝国形成の契機となるものであった。その際、清国語通訳官たちは、軍事力を背景としつつ言語を媒介として、戦地や植民地社会とのインターフェイスに位置する存在であった。こうした中で、清国語通訳官の人材はいかにして確保されていったのだろうか。

ここで議論の前提として、本稿で使用する清国語という用語につき説明しておきたい。日清戦争期における資料中の用語としては、「支那語」^(マ)「清国語」「清語」などと表記されているが、本稿では資料中の表記はそのまま使用し、本文中では清国語という用語を用いる。先行研究においては、現在の用法を前提とした「中国語」という呼称を用いることが多いが、本稿では、「中国語」自体が歴史的な変遷と様々な種類を包含することや、台湾において使用される台湾語(福建語、閩南語なども呼ぶ)の存在を視野に入れて論ずることから、日清戦争期の用語のうち、清国語という用語を用いる。

清国語通訳官が必要とされてゆく背景には、以

下のような、日清戦争の開始と植民地台湾の領有という状況があった。1894(明治27)年、朝鮮国内の甲午農民戦争を契機として6月に朝鮮に出兵した日清両国は、8月1日宣戦布告した。翌年4月17日に下関条約(日清講和条約)が締結され、その結果として台湾・澎湖島は日本に割譲された。5月10日に初代台湾総督として海軍大将の樺山資紀が任命され、6月17日には台湾総督府の始政式が台北で挙行された。こうした事態のなかで、とりわけ陸軍と台湾総督府にとっては、朝鮮半島・中国大陸における戦闘の遂行や清国人捕虜への対応、占領地や植民地社会における対応などにおいて、清国語通訳官は必要不可欠の存在として認識されてゆくのである。

しかしながら、そもそも陸軍の雇員にすぎない通訳官は、政策に影響を与える位置にはないこともあり、従来の研究においては、ほぼ着目されてこなかった。ここで、日清戦争期の軍部と通訳に関する先行研究を大きく分類すると、以下の3点があげられよう。第一に陸軍の政策策定・情報収集活動に関する研究、第二に「中国語」教育史に関する研究、第三に植民地統治開始以降の台湾語・清国語通訳に関する研究である。

第一の政策策定・情報収集活動に関する研究としては、日清・日露戦争を前後する時期の中国東北地域における軍部の探査・諜報活動の一端を「文化相渉活動」として位置づけた山室信一の研

¹ 本稿は、文部科学省の科学研究費・基盤研究(B)「言語帝国主義と「翻訳」—帝国とその「辺境」の文化変容」(科研費番号:16H03467)、基盤研究(A)「岡松参太郎を起点とする帝国と植民地における法実務と学知の交錯」(科研費番号:18H03618)の成果の一部であり、かつ、同志社大学人文科学研究所の第19期(2016~2018年度)第12研究会「脱植民地化と植民地主義の現在」(代表:水谷智教授)の共同研究の成果である。

究²、日清開戦前夜までの期間に着目して軍事情報活動に着目した関誠の研究³などがあげられる。これらは陸軍の軍人による視察活動などの報告書や政策ビジョンなどに着目している。また、関の指摘するところでは、日清戦争前夜には陸軍内部の方針として、「戦時通訳の大量養成」への期待が日清貿易研究所との関係から指摘されているが⁴、陸軍における「大量養成」の実態や、日清戦争期の通訳官動員と関連した分析はない。いわば政策にコミット可能な軍人たちに着目するこれらの研究では、動員されてゆく陸軍通訳官は、ほぼ検討の対象外にあるといえよう。

第二の「中国語」教育史に関する研究としては、明治期の「中国語」教育の変遷・「中国語」人材に着目した六角恒廣の研究が、代表的なものとして挙げられる⁵。その対象は参謀本部派遣の留学生や、東京外国語大学・日清貿易研究所・東亜同文書院などであり、それらが生み出した「中国語」教材や人材などを、詳細に跡付けている。しかしながら、日清戦争期については「中国語」教育への関心が高まった契機として簡単に述べるとどまり、かつ、台湾における「中国語（閩南語）」の学習は、「国語」（日本語）の使用強制と

もに、学習の必要性がなくなったと簡潔に述べるにとどまっている⁶。日清戦争期の通訳官の動員や、台湾の植民地統治への視角は希薄であるといえよう。

第三の植民地統治開始以降の台湾語・清国語通訳に関する研究としては、日清戦争期の軍部における通訳経験者と、台湾領有後の通訳業務関係者とのかわりを指摘した富田哲の論考がある⁷。しかしながら、従来の研究では、そもそも前提となる陸軍通訳官の研究が十分ではないうえ、富田も指摘するように、台湾統治開始以前に台湾語を学ぶ場は日本においてほとんどなく、日本人の台湾語学習は台湾統治開始とともにはじまったという状況にあった⁸。そのため、台湾語通訳と清国語通訳との同時期の連続／断絶の状況は不明確なままといえる。近年、植民地期台湾における通訳者や通訳に関する研究は注目を浴びてきており、その蓄積が進むなかで、本稿筆者もその研究動向のなかに位置するとされる一人である⁹。したがって、日清戦争期における陸軍通訳官を検討課題とする本稿は、植民地期台湾における通訳について考える上でも、前提的かつ相互補完的な作業として位置付けるものである。

² 山室信一「文化相渉活動としての軍事調査と植民地経営」（『人文学報』第91号、京都大学人文科学研究所、2004年12月）227-249頁。

³ 関誠『日清開戦前夜における日本のインテリジェンス—明治前期の軍事情報活動と外交政策』（ミネルヴァ書房、2016年）。

⁴ 前掲関誠著書、274-276頁。

⁵ 六角恒廣『中国語教育史の研究』（東方書店、1988年）。

⁶ 前掲六角恒廣著書、196-203頁。なお、同書では「台湾で中国語つまり閩南語を教育したのは警察官・司獄官の学校および師範学校の一部であった」（202頁）と述べている。しかし、台湾語（閩南語）の通訳育成は、1940年代に至るまで継続しており、また、その主要な推進力となったのは、警察のほかには法院（裁判所）の通訳たちであるなど、近年の台湾における資料公開と研究状況からすれば、検討の余地は大きい。台湾語学習者・通訳に関しては、拙稿「日本統治前半期台湾の官僚組織における通訳育成と雑誌『語苑』—1910—1920年代を中心に—」（『社会科学』第42巻2・3合併号、同志社大学人文科学研究所、2012年12月、103-144頁）、拙稿「『国語』普及政策下台湾の官僚組織における通訳育成と雑誌『語苑』—1930—1940年代を中心に—」（前掲『社会科学』第42巻4号、2013年2月、73-111頁）、および、拙稿「植民地統治初期台湾における法院通訳の人事—制度設計・任用状況・流動性—」（前掲『社会科学』第48巻第4号、2019年2月刊行予定）、参照。

⁷ 富田哲「統治の障害としての「通訳」—日本統治初期台湾総督府「通訳」に対する批判」（『淡江日本論叢』第23号、新北市（台湾）：淡江大学日本語文学系、2011年、205-229頁）、参照。

⁸ 富田哲「日本統治開始直後の『台湾土語』をめぐる知的空間の形成」（『多言語社会研究会 年報』第5号、三元社、2009年、55-77頁）。なお、本稿註7・8記載の富田論文は、『植民地統治下での通訳・翻訳—世紀転換期台湾と東アジア』（台北市：到良出版、2013年）に第4・5章として収録されている。

⁹ 富田哲「日本統治期台湾の通訳者、通訳をめぐる近年の研究動向」（『世界の日本研究 2017—国際的視野からの日本研究』国際日本文化研究センター、2017年、322-334頁）。なお、この富田論文には「岡本は台湾の成功大学在職中、楊〔承淑：岡本補足〕主催の研究会に参加していたことがあり」（331頁）との記載があるが、岡本の通訳関連の一連の研究は、国立成功大学人文社会科学中心（センター）に依るものであり、富田論文のいう当該研究会とは関係はない。この点につき富田氏に確認したところ、この部分に限り未確認のまま執筆したものであり、岡本自身が自らの論考において訂正を記載する旨に同意を得ているため、ここに記す。

以上の研究状況を踏まえて、本稿では、政策策定などには関与できない身分である雇員として活動した陸軍の通訳官、とりわけ清国語通訳官について検討してゆく。対象とする時期は、開戦後間もない1894年9月頃から、台湾領有を経て清国語通訳官の待遇改善策が講じられる1895年10月までの約1年間である。この短期間において、清国語通訳官の人材はいかにして確保されていたのか。「中国語」としてひとくくりにはできない、清国語と台湾語の差異に関する対応はいかなる状況にあったのか。また、日清戦争から台湾領有を経る中で、通訳官の役割や待遇をめぐっていかなる状況が生まれていったのか。こうした点を検討課題として、以下のような構成で考察してゆく。

まず、第1章「日清戦争開戦と通訳官不足」では、1894年の開戦後の清国語通訳官の不足状況、通訳官の分配と争奪や、徴兵令と徴集猶予措置、速成通訳官育成方針の頓挫などについて検討する。第2章「台湾語通訳官の需要と欠如」では、1895年の澎湖島・台湾領有に際して台湾語通訳官の需要に関する状況を把握する。第3章「台湾からの通訳官需要と待遇改善策」では、日清戦争終了後の清国語通訳官をめぐむ状況を、台湾領有後の通訳官の応募忌避、それへの対応策としての通訳官の待遇改善策を検討する。

なお、本稿で使用する資料は、主に「アジア歴史資料センター」で公開されているデジタル資料（以下、「アジ歴資料」と略す）のなかから、日清戦争期の大本営と各師団・陸軍省の往復文書や電報類、それらに添付された書簡、内閣への閣議請議案やそれに付随する参考資料などを用いることとする。

1. 日清戦争開戦と通訳官不足

1.1 開戦と通訳志願者

1894（明治27）年8月1日、日清戦争が開戦すると、清国語通訳官の需要は次第に高まっていた。開戦から約1ヶ月半後の9月15日、仙台にある第二師団から大本営に対して、出征に際し

て師団では「支那語通弁」32名が必要であると、さしあたり15名の名前を列挙していることが確認しえる¹⁰。

しかしながら、通訳官の採用基準は不明瞭な状況であった。そのため、通訳採用の売り込みに来る者もいた。たとえば同年9月28日には3名の「支那語通弁志願者」からの書簡による問い合わせが確認されている。志願者3名は、①竹田津明治（長崎市外浦町）、②太田朋五郎（北海道函館区）、③奥村金太郎（山梨県甲府市）であり、その志望動機や経歴の概要などは以下のようなものである¹¹。

①竹田津明治：9月19日発行の『東京日々新聞』の報道に拠れば、陸軍省で「支那語学者」募集とことだが、自分がかつて「当地外国語学校支那語教師孫士希」につき2年ほど「官話」を学び、その後明治25～26（1892～93）年に清国上海・福州などにゆき、たとえ「完全なる事ハ出来兼候迄も一ト通りの通弁ニハ差支無しと確信」しているの、「国家の為め」に募集に応じたい。

②太田朋五郎：本日発刊の新聞を見ると、陸軍省では「清国人捕虜御処分ニ付支那語学者御採用」とあったので、懇願する次第である。自分は佐賀県出生で、明治17～20（1884～87）年の間に、渡清して上海で「留学」し、明治21（1888）年に帰朝した。現在は商業に従事しているが、「上海土語ハ勿論北京即チ官話ニモ多少相通」じる。今回、「清国ト開戦之詔勅下ルヤ何卒従軍之上渡清仕国家之ため人民之義務ヲ尽シ国恩萬分之一ヲ報ジ奉ラント欣喜」しているが、軍人でないので、従軍できず失望していた。しかし、新聞紙上で「支那語学者ヲ御採用」との記事を一読して欣喜している、採用人員のうち欠員があるなら、採用をしてほしい。

③奥村金太郎：陸軍省の「支那語に通ずるもの御募集之趣」を新聞紙で見た。自分がかつて「清国上海に留学致し南北官話」を学び、「聊か物の

¹⁰ 「9月15日 第2師団参謀長大久保春野発 大本営副官大生定孝宛 支那語通弁32名必要の件」（「アジ歴資料」C06061180300）、第二師団参謀長大久保春野発・大本営副官大生定孝宛。

¹¹ 3名の書簡は、「支那語通弁志願者回答の件」（「アジ歴資料」C06031022800）所収。①竹田津明治発・陸軍省官房宛、1894年9月22日、毛筆書簡。②太田朋五郎発・陸軍官房副官部各位大臣宛、同年9月23日、毛筆書簡。③奥村金太郎発・陸軍省官房宛、1894年9月24日、毛筆書簡。本文中のカギカッコ内は原文のママの引用。

役にも相立」つだろうと信じており、採用を願する。しかし手続きなどは不案内なので、自分の「支那語的智識を表願」するために、ここまでの書簡の大意を「支那語に翻訳」して御覧に入れる〔以下、翻訳文が続くが中略〕。そもそも「言語の要は語氣に在り」、翻訳には多少の誤りがあっても我意を通じさせるのは難しくはなく、「日常の通語なれば聊か記憶致居る積」りである。ただし、帰朝して既に三年たち、この間「支那語」を用いたことはないので、「読話之際」に不都合はあるかもしれないが。

履歴 原籍熊本県 身分士族 年齢 26 年
 明治 18 年尋常中学校を退き、郷里で漢籍を郷夫子に学ぶ。明治 21 年 1 月清国上海に航して南京人朱徳章という人物につき南京官話を学び、同年 9 月より之を廃して更に北京人沈文藻につき北京官話を学び、明治 23 年 11 月に至る。同年 7 月在上海日本総領事館書記を拝し、明治 24 年 5 月辞職、帰朝。同年 8 月九州日々新聞（熊本）に入って編輯に従事。明治 25 年 4 月豊州新報（大分県大分町）の聘に依って転社、編輯を担任、同年 12 月に辞して上京。更に山梨日々新聞（甲府市）に聘せられ 26 年 2 月より此地に来て同新聞の編輯を担任し以て今日に至る。

このように 3 名とも、新聞報道で陸軍省の通訳募集の旨を知ったとして志願していること、自己の経歴として独自に上海などに渡り北京官話・南

京官話などの複数の清国語を習得済みとアピールしていること、「国家のため」などを動機としていることなどが指摘しえる。

陸軍省の回答としては、無試験では採用できないため、参謀本部で試験して採用するので、志望者は参謀本部へ申し出るようにとの指令を伝達していた¹²。

1.2 身分と待遇をめぐる混乱

しかしながら、通訳官の身分や待遇は、開戦当初から混乱し、弊害を醸成する土壌となっていた。たとえば、1894 年 9 月下旬に、第一師団・大本営附などとして雇員の身分で通訳官とされた 42 名の俸給についてだが、通訳官ごとに月俸 25 円～50 円と定められたものの、第五師団監督部で繰替え払いするなど、月俸の支出元をめぐり急なやり取りがなされていた¹³。同年 9 月 30 日には、「支那語通弁者」の辞令書を附与するのは、大本営なのか師団なのかという問合せ電報が発せられていたように¹⁴、辞令書を出す組織も確定していない。

そして、通訳官の待遇は、当初から低く設定されていた。これと関連して、10 月 8 日には、大本営陸軍参謀川上操六から第一軍¹⁵・第二軍¹⁶の参謀長にあてて、以下のような改善を建言している。まず冒頭で、通訳官は雇員であり、その「資格取扱ハ判任」にすぎないこと¹⁷、そのことがもたらす弊害を指摘する。なぜなら、そもそも通訳官の採用者は、「特殊ノ目的ヲ有シテ清地ニ苦学」した者など含み「各様各種ノ人々ヲ網羅」し、か

¹² 前掲「アジ歴資料」C06031022800、1894 年 9 月 28 日附。試験の内容などは不明。

¹³ 「福家秘書官より通訳官俸給繰替払の件」（「アジ歴資料」C05121584100）。以下の 3 つの文書から構成。①参謀総長熾仁親王発・陸軍大臣大山巖宛、1894 年 9 月 29 日。②陸軍大臣秘書官福家安定発・陸軍省副官山内長人宛、1894 年 9 月 30 日。③陸軍省副官山内長人発・陸軍大臣秘書官福家安定宛、1894 年 10 月 5 日。

¹⁴ 「第 2 師団参謀長発 大生副官宛 通訳官の辞令は何処より与えらるるか」（「アジ歴資料」C06060826000）、第二師団参謀長発・大生副官宛、1894 年 9 月 30 日附。

¹⁵ 日本陸軍の軍（部隊の編制単位）の 1 つ。1894 年 9 月 1 日編制。司令官は山県有朋陸軍大将（同年 9 月 1 日から）、野津道貫陸軍中将（のち大将。同年 12 月 19 日から）。第 3 師団・第 5 師団により構成。平壤攻撃・鴨綠江渡河・九連城や牛莊攻撃を担った（「描かれた日清戦争—錦絵・年画と公文書」〔「アジア歴史資料センター」HP の「関連用語集」〕<https://www.jacar.go.jp/jacarbl-fsjwar-j/smart/glossary/g003.html#s006>〕の「第一軍」参照）。

¹⁶ 日本陸軍の軍（部隊の編制単位）の 1 つ。1894 年 9 月 25 日編制。司令官は大山巖陸軍大将（同年 9 月 25 日から）。第 1 師団・第 2 師団・混成第 12 旅団により構成。山東半島上陸・威海衛攻撃を担った（前掲「アジア歴史資料センター」HP の「関連用語集」の「第二軍」参照）。

¹⁷ 「判任」は、官僚組織における判任官のことで、低い身分に相当する。帝国日本の官吏の身分秩序は、植民地・本国ともに、高等官×等、判任官×等というように、官等によりその身分は明確に区別され、厳然たる身分秩序が形成されていた。官吏は上から高等官と判任官に分けられ、高等官はさらに勅任官と奏任官に分けられた。すべての高等官は上から順に 1 等から 9 等に分けられ、1・2 等が勅任官、3～9 等が奏任官とされていた（岡本真希子『植民地官僚の政治史—朝鮮・台湾総督府と帝国日本』三元社、2008 年、第 1 章、参照）。

つ、「皆普通ノ教育ヲ有シ大抵相応ノ地位ニ立チシ者」であるため、「出来得ヘキ限り取扱上優待」すべきであるのに、これに対し現状では、俸給額は当初「悉皆平等ニ任命」してしまっている、しかしもともと「身分ニ不相当ノ者」が少なくないのだから、各軍で「注意ノ上其実力ト効果トニヨリ十分御採用」すべきと進言していた¹⁸。急遽、雇員として清国語通訳官をかき集め、低い身分と待遇に位置づけたものの、その実態は学歴やスキルなどを有する人材に相当するために、それ相応の待遇改善が必須であることは、早い時期から認識されていた。

また、10年後の日露戦争期に、日清戦争時の陸軍通訳官の扱いについて記載している陸軍省の文書があるが、以下のように指摘している。まず、「戦時若クハ事変」に際しては、「外国ニ出征スル部隊ニハ所要ノ通訳ヲ配属セサルヘカラス」とし、しかし、配属された通訳はしばしば「下士卒ト同一ニ待遇セラレ甚シキハ傭人ト同視」されてしまい、勤務上の不利を被る虞があったという。通訳者は戦地において「彼我ノ事情ヲ疎通シ以テ部隊ノ動作ヲ敏活ナラシムル上ニ於テ重要ナル関係ヲ有スル」者であるにもかかわらず、軍人のなかには、しばしば「是等軍属ノ待遇ヲ忽ニシ為メニ従軍中不快ノ念ヲ起サシメ」る者があり、その結果、「部隊ノ便宜ヲ欠ク」ような「弊害」があったという¹⁹。通訳官の身分や待遇の低さにより、上下の身分秩序が厳然として存在する軍隊のなかで、軍人が通訳官を見下すような態度をとり不快感を生じさせるような弊害が生じていったことが、問題となっていたのである。

1.3 通訳官の分配と争奪

清国語通訳官は各師団へと分配されたが、それ

は争奪をとまなうものであった。

1894年10月10日、大本営から第二軍に宛てた資料には、合計61名（第二軍附21名・第一師団附20名・第二師団附20名）の通訳官の氏名・任命日・俸給を列挙した名簿があり、大本営を中心として通訳官の分配が進行していることがわかる²⁰。

しかし、同じく10日の第二師団から大本営への照会では、同師団が必要とする「支那語通訳官」は、10日に10名分の辞令があったものの、なお22名が不足という。そしてその不足分はどこで第二師団に附属されるのか、内定済みなら回答してほしいと請求している²¹。

これに対する大本営の回答は、冷淡なものであった。各師団には20名ずつの配属予定であること、第二師団分は任命済みであり、請求数の32名は配属済みの20名に減員されたと明言していた²²。

また、11月中旬には、九連城にある第一軍司令部から大本営に対して電報で、「予テ請求シ置キタル支那語通弁三十名ノ内出来次第至急送ラレタシ」と、送れるものからでも送ってほしいと急かしていることがわかる²³。

このほか、12月末には、大本営から各師団にあてた打診として、従軍不可能な清国語通訳官の交換についての要請も確認できる。すなわち、大本営附の「支那語通訳官」のうち、「体躯健康ヲ欠」き「出征軍ニ従属シ難」い者がいること、そのなかには「内地」で「応分之勤務ニ服センコトヲ希望」する者が数名いて、彼らは出征は困難でも師団に配属している「捕虜之通弁」としては十分可能であるとして、師団配属中の者で「海外派遣ニ堪ヘ得ヘキモノ」と交換して、「双方之便宜」となるようにしたいと要求していた²⁴。ここからは、

¹⁸ 「10月8日大本営陸軍参謀川上操六発 第1軍参謀長小川又次宛」（「アジ歴資料」C06061192600。大本営陸軍参謀川上操六発・第一軍参謀長小川又次宛）・「10月8日大本営陸軍参謀川上操六発 第2軍参謀長井上光宛 第1軍附通訳官資格取扱の件」（「アジ歴資料」C06061192700。大本営陸軍参謀川上操六発・第二軍参謀長井上光宛）。1894年10月8日。

¹⁹ 「陸軍通訳採用の件」（「アジ歴資料」C06040182800）・「軍務を以て戦地に出発せらるる皇族に随従する皇族職員取扱方の件」（同C06040182900）。2件とも、「明治37、8年戦役 陸軍省人事局補任業務課詳報」（同C06040182100）所収の「緒説」「甲」「第五 陸軍通訳採用ノ件」「第六 軍属待遇ニ関スル内訓ノ件」の2項の記載。

²⁰ 「10月10日 大本営副官大生定孝発 第2軍参謀長井上光宛 第2軍附通訳官名簿回送の件」（「アジ歴資料」C06061195100）、大本営副官大生定孝発・第二軍参謀長井上光宛、1894年10月10日。

²¹ 「10.10 臨着 848号 第2師団参謀長大久保春野発 大本営副官大生定孝宛 支那語通訳官10名任命の處尚22名附属の件照会」（「アジ歴資料」C06061230200）、第二師団参謀長大久保春野発・大本営副官大生定孝宛、1894年10月10日。

²² 前掲「アジ歴資料」C06061230200、大本営副官大生定孝発・第二師団参謀長大久保春野宛、1894年10月13日。

²³ 「第1軍司令部発 大本営宛 通訳官30名送れ」（「アジ歴資料」C06060842800）、九連城第一軍司令部発・大本営宛電報、1894年11月14日。

「内地」勤務で捕虜の通訳などを希望し、従軍を希望しない清国語通訳官の存在が浮かび上がる。

以上のように、大本営と各師団や各軍などとの間の往復文書や電報からは、清国語通訳官の人材不足の状況と、その分配をめぐる争奪の過程が明らかとなる。

1.4 徴集猶予措置

通訳官は、戦地には赴くものの、兵士として召集された者ではない。そのため、通訳官が兵士として徴集されてしまうと、ただでさえ不足している通訳官の人材が、払底してしまう虞があった。陸軍では、通訳官の徴集猶予措置をめぐる、各方面と協議してゆく。

まず、1894年12月16日、2名の清国語通訳官の徴集について、特別に猶予措置を講ずべきとの請求が、第一軍司令官の山県有朋から大本営参謀総長の熾仁親王に対して出された。対象者2名は、長崎県士族出身の江口音三、佐賀県士族出身の大木熊雄だが、彼らは「支那通訳官」として「第五師団戦闘地ニ服務」中であり、かつて徴兵適齢時には「学術修業」のために「清国ニ寄留」し、この年まで徴兵令第21条第2項²⁵により徴集猶豫となっていた。しかし日清戦争開戦後に帰朝して間もなく、通訳官として派遣された者という。徴兵令によれば、国外からいったん帰朝した者はその年の徴集に応ずる義務があるが、これに対して、以下のような理由で、山県第一軍司令官は、猶予措置を請求していた。

「目下支那通訳官ノ義ハ軍ノ運轉上一日モ欠クヘカラサルノミナラス是迄派遣セラレタル人員ニテハ業ニ已ニ不足ヲ感シ増員請求中ニ有之差シ掛リ一人ト雖トモ相減シ候テハ忽チ差闕ヲ生シ候折柄是等ノ者ニ対シ徴兵令中猶予ヲ與フヘキ明文モ無之候ヘ共目下本人共ノ服務タル殆与兵役同様ノ勤務ニ服シ且其時機

タル非常戦役ノ際必要欠クヘカラサル職務ヲ奉シ居リ候義ニ付特別ニ当戦役間徴集猶予ノコトニ御詮議相成度」²⁶

これに対して翌年1月、陸軍大臣西郷従道から参謀総長熾仁親王にあてて、上記2名は「本年徴集ニ応スヘキ者」であるが、「第一軍ニ於テ必要欠クヘカラサル者」なので、「此戦役間徴集セサル様」との回答が出され、徴兵猶予措置が決定した²⁷。

このように、清国語通訳官は、陸軍にとって一人の欠員も不可とされ、むしろ増員すら必要であること、すでに兵役同様の勤務状況であることなどを根拠として、徴兵令には明文はないまま、徴集猶予措置が実施されたのである。

1.5 速成通訳官育成方針の頓挫

清国語通訳官の不足を補うために大本営では、各部隊の下士卒から選抜して通訳教育をするという形で、各部隊へ丸投げしながら速成通訳官育成を模索しようとしていた。大本営からは各師団に対して、出征軍隊に配属可能な清国語通訳官が「寡少」なため、各隊の需用を充足するには覚束ない状況を受けて、「此際各隊下士卒ノ内ヲ以テ選抜シ適宜教育候様」と指示していたのである。

これに対して、1895年2月2日、近衛師団からは以下のような反論がなされていた。

「支那語学ハ之ヲ速成セントスルモ殆ント為シ得ベカラサルノミナラズ亦之レガ教官ニ充ツルノ通訳官無之唯今士官学校ニテ僅カニ修学セシ士官アルヲ以テ之レニテ仮ニ教授スルニ過キサル事ニ有之右ノ次第二付下士卒ヲ通訳官トシテ使用シ得ル如ク教育スルハ到底無覚束ニ存候」

すなわち、「支那語学」は速成不可能であり、通訳

²⁴ 「28. 2. 1 留守第1第3第5師団第4師団へ支那語通弁官の件」(「アジ歴資料」C06061666300)、大本営副官大生定孝発、留守第一・留守三・第四・留守第五師団参謀長宛、1894年12月29日。

²⁵ この時点の徴兵令第21条第2項は「学術修業ノ為メ外国ニ寄留スル者ハ本人ノ願ニ由リ満二十八歳迄徴集ヲ猶予ス二十八歳迄ニ帰朝シ又ハ二十八歳ヲ過キ帰朝スル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徴集ス」(明治22年法律第1号・明治26年法律第4号)。

²⁶ 「明治28年1.13 臨着1435号 陸軍大臣西郷従道発 参謀総長熾仁親王宛 雇通訳官2名本年徴集に応ずべき処第一軍に於て必要に付戦役間徴集猶予に付協議の件了承」(「アジ歴資料」C06061286000)、第一軍司令官山県有朋発・大本営参謀総長熾仁親王宛、1894年12月16日。

²⁷ 前掲「アジ歴資料」C06061286000、陸軍大臣西郷従道発・参謀総長熾仁親王宛、1895年1月13日。

官を教育する教官もいないとして、厳しく反論していたのである。加えて、通訳官は大本營で配属するという話しだったから、「当師団ニテハ一名ノ豫約者モ無」い状態にあること、各師団の通訳官を平均して配属するようにとクギを差す始末であった²⁸。

第四師団からの返答もまた、厳しいものであった。すでに「清国語ノ素養アル者ハ目下殆ンド皆無ノ姿」であって、「到底出征之際ニ合フベシトハ思ヒモ寄ラヌ次第」であるという。そして、かくなる上は、大本營において「該適当者撰択方」を詮議するほか、致し方なしと返答していた²⁹。

このように、大本營は各師団に対して速成で通訳官育成を丸投げしようとし、これに対して各師団は、育成や配属は大本營で考慮すべき問題であると反論していた。この経緯からは、通訳官の育成・補給に対する陸軍の場当たり的な対応と無策が浮き彫りとなる。

2. 台湾語通訳官の需要と欠如

2.1 混成支隊の澎湖島上陸

1895年4月17日に下関条約が締結されると、台湾と澎湖島は、清国から日本へと割譲された。これに先駆けて、講和会議の開催後間もない3月23日には、日本陸軍は澎湖島に上陸を開始した。すでに1月中には大本營は澎湖島への軍隊派遣の準備を進めており、2月1日に混成支隊を編制していた³⁰。これに際して、清国語通訳官のなかでも、とりわけ南方の福建省で使用される言語の通訳官の需要が新たに生じていた。

ここで、台湾の言語につき補足すると、台湾では、もともとの住民であった先住民（台湾での現在の呼称は「原住民」）に加えて、16世紀以降

に、主に対岸にある中国大陸の福建省からの漢族系の移民が進み、台湾の西部地域を開拓しながら移民社会を構築していった。彼等の言語は、福建省で用いられるものであり、「福建語」「閩南語」「台湾語」などと呼称される。以下、本稿では台湾語と称し、資料中の用語はカギカッコを付してそのまま使用するが、この台湾語は、いわゆる北京語とは異なる発音であり、正書法を持たない。日本は、澎湖島・台湾への上陸を前に、清国語として学習されてきた北京官話の系統³¹とは異なる言語状況に、新たに対応する必要に迫られたのである³²。

この新たな需要に際して、陸軍が台湾語通訳官の供給源として打診したのは、神奈川県と長崎県であった。1895年1月30日に陸軍軍務局長は、「混成支隊派遣ノ上ハ通訳官ノ必要」があり、しかも「清国福建省福州語ニ通スル通弁ノ必要」と認識していた。そして、東京でも大本營所在地（広島）にもその適任者がいないとして、神奈川・長崎両県知事へ電報で、「清国福建省福州語ニ通スル通弁ノ必要アリ適当ノモノアレハ至急人選ノ上御報アル様」にと依頼していた³³。

しかし、翌日の長崎県知事から返電では「目下当地ニハ福州語ニ通スル者ナシ」、2月6日の神奈川県知事の返電も「清国福建語ニ通スル者ナシ」というもので³⁴、両県ともに適任者なしとの回答であった。新たな需要である台湾語人材は、目下のところ欠如していることが確認されたにとどまったのである。ただし、台湾語人材の需要問題は、台湾総督府設置と植民地統治の開始に伴い、再び顕在化してゆくこととなる。

2.2 旅順から台湾への移動

4月17日の下関条約締結により台湾・澎湖島

²⁸ 「2月4日 第4師団参謀長原口兼濟発 大本營副官大生定孝宛 清国通訳官下士卒教育方到底為し能はざる旨回答」（「アジア歴史資料」C06061400700）、鮫島近衛師団参謀長発・大生大本營副官宛、1895年2月2日。

²⁹ 前掲「アジア歴史資料」C06061400700、第四師団参謀長原口兼濟発・大本營副官大生定孝宛、1895年2月3日。

³⁰ 混成支隊の編制と澎湖島上陸、日本軍の台湾上陸については、前掲「描かれた日清戦争—錦絵・年画と公文書」（「アジア歴史資料センター」HP）の「日清戦争とは」の「5. 台湾での戦闘：台湾総督府と台湾民主国～戦争の終結」（<https://www.jacar.go.jp/jacarbl-fsjwar-j/smart/about/p005.html>）に、詳細な経緯と関係公文書がある。

³¹ 北京官話教育については、前掲六角著書、第Ⅱ篇「北京官話教育への転換期」（119-193頁）、参照。

³² 台湾総督府においては、「土語」などの呼称を用いることもあった。台湾における重層的な言語構造や呼称については、前掲富田『植民地統治下での通訳・翻訳』、参照。

³³ 「軍務局長より 通訳官の必要に付神奈川長崎両県知事へ依頼の件」（「アジア歴史資料」C06021922100）、1895年1月30日。

³⁴ 両県知事からの電報は、前掲「アジア歴史資料」C06021922100。なお、長崎県は江戸時代には出島に唐通事を抱え、神奈川県は幕末期以降に横浜に開港場を抱えており唐通事の系譜から英語通訳に転身したものなどもいたため、人材の供給源として期待されたものと考えられるが、これらについては別稿に譲る。

は清国から日本に割譲され、5月8日に同条約が発効すると、割譲された台湾に近衛師団が派遣された。5月10日に初代台湾総督に樺山資紀が任命され、5月29日に近衛師団は台湾北部に上陸、6月6日に台北に入城すると、6月17日に台湾総督府が始政式を挙行した。このように、日清戦争の終結と台湾総督府設置と植民地統治の開始という事態が進むなかで、台湾に派遣する清国語通訳官の確保が喫緊の課題として浮上し、下関条約発効と前後して、清国語通訳官の移動に関する指令が飛び交って行く。

まず、条約発効前日の5月7日、大本営の樺山資紀中将³⁵は、川上操六中将への電報で、「第一軍及び第二軍付支那語通訳官ハ旅順へ御招集ナシ置カレ度」³⁶として、第一軍・二軍の清国語通訳官を旅順に集めるようにと指令している。

これに対し同日、金州にある第二軍の副官・山田保永は、旅順の大生副官に対して、通訳官44名を送るとの電報を返している³⁷。

他方で、5月9日、復州にある第一軍の上原勇作参謀副長から大生副官に対しては、以下のような返電で、不満気味に問合せしている。すなわち、通訳官40名を派遣せよとの申越したが、第一軍の通訳官は合計62名で、ただでさえ不足を感じているのに、是非とも差し出すべきなのか、これから第一軍はもう戦争する見込みはないのかというものである³⁸。さらに翌日10日の電報では、通訳官の事は承知し30名だけは差し出すとしながらも、征清大総督である彰仁親王（参謀総長と

兼任）名での命令として指令を出すようにと、手続き上の追加要請をしていた³⁹。そのため、翌日にはこの要望通りの手続きで、「支那語通訳官」30名を20日までに差し出すようにとの命令が返電された⁴⁰。

こうしたなかで、旅順に清国語通訳官が集められるに際しては、「南方語」に通じるか否かも問題として認識されていた。ここでいう「南方語」とは台湾語を指すものと考えられる。軍部内の電報では、5月13日には「通訳官ノ内南北二係ハラス志願ノ者ハ当地ニ差遣ハサレタシ」といい⁴¹、5月15日の電報では、「清語通訳官ノ内南方語ニ通セサル者ニテモ志願者入用ニ付必要ノ者数名ヲ除キ至急大総督府へ差出サレタシ」という⁴²。このように、「南方語」ができなくとも、ともかく清国語通訳官が必要なので、大至急差し出せという、緊迫した状況が確認しえる。

さらに、5月21日の旅順の小澤大尉の電報では、旅順出発・台湾派遣の通訳官44名と帰朝者4名があること、これらの事項を、初代台湾総督となった樺山資紀へ通知してほしいことなどを申し送っていた⁴³。

しかしながら、台湾語に通じないことを理由に、台湾派遣を拒む通訳官もいた。同じく21日の電報では、近衛師団附通訳官の「神代エンシヨウ」「白石龍平」「古庄ヒツシ」の3名が、「支那南部ノ語学ニ通ゼス辞職ヲ願出タリ」といい⁴⁴、その辞職の認可や帰国をめぐる往復電報が残されている⁴⁵。

³⁵ 下関条約発効直後の5月10日に海軍大将に昇進し、初代台湾総督に任命された。

³⁶ 「発 樺山中将宛 川上中将 第1軍及び第2軍付支那語通訳官は旅順へ御招集なし置かれたく」（「アジ歴資料」C06061075400）、大本営樺山中将発・川上中将宛、1895年5月7日。

³⁷ 「発 山田第2軍副官宛 大生副官 通訳官44名総便にてさしだす」（「アジ歴資料」C06061075600）、金州山田第二軍副官発・大総督府大生副官宛、1895年5月7日。

³⁸ 「発 上原参謀副長宛 大生副官 通訳官40名貴府へ派遣すべき旨申し越されたれど云々」（「アジ歴資料」C06061075500）、復州上原参謀副長発・大総督府大生副官宛、1895年5月9日。

³⁹ 「発 第1軍上原参謀副長宛 大生副官 通訳官の事承知すつては大総督より其の命令ある様お取り計らいありたし云々」（「アジ歴資料」C06061076200）、復州第一軍上原参謀副長発・大総督府大生副官宛、1895年5月10日。

⁴⁰ 「28、5、11 大総督彰仁親王発 野津第1軍司令官宛 今般支那語通訳官入用に付30名20日までに当府へ差出すべし 復州野津第1軍司令官」（「アジ歴資料」C06060925600）、大総督彰仁親王発・復州野津第一軍司令官宛、1895年5月11日。

⁴¹ 「通訳官の内南北に係わらず志願の者は当地に差遣わされたし件 大本営真鍋大佐 大生大佐」（「アジ歴資料」C06061028300）、大生大佐発・大本営真鍋大佐宛、1895年5月13日。

⁴² 「28、5、15 大生副官発 兵站総監福原少将、占領地総督部小畑副官宛 清語通訳官志願者差出の件」（「アジ歴資料」C06060927400）、大生副官発・金州半島兵站監福原少将及占領地総督部小畑副官宛、1895年5月15日。

⁴³ 「台湾へ派遣の通訳官当地より出発 旅順小澤大尉」（「アジ歴資料」C06061082500）、旅順小澤大尉発・大生副官宛、1895年5月21日。

⁴⁴ 「神代通訳官外2名辞職願 近衛参謀長」（「アジ歴資料」C06061082800）、近衛師団参謀長鮫島重雄発・大本営副官宛、1895年5月21日。

以上のように、旅順から台湾への清国語通訳官の移動過程においても、台湾語という新たな要素が浮上ってきていることが確認しえる。

なお、下関条約締結後も日本軍はすべて撤兵したわけではなく、占領地における通訳官の需要は継続していた。たとえば威海衛では、保障占領を行うために威海衛占領軍が1895年4月に編制され、1898年5月まで存在した。その初期の1895年9月には、威海衛における兵舎建築材料の輸送や糧食などの運搬人夫として、「支那土人」約2,900名の使用を計画し、そのためには「通弁」なしでは人夫の「使役上不便ノミナラス経済上ニ於テモ不利」という理由から、通訳官10名の派遣要請と、その派遣後には建築事業担当の主任軍吏の指揮を受けさせたいとの要請が、軍の経理局長から人事課長へ出されていた⁴⁶。

通訳官需要は、台湾以外にも、占領地においても継続していたことが確認できる。

3. 台湾からの通訳官需要と待遇改善策

3.1 「臨時一時ノ雇員」の冷遇

1895年5月8日の台湾領有以後、清国語通訳官の需要は増して行く。ただし本節では、台湾領有以前の状況を、いったん確認しておきたい。通訳官の身分は雇員であり、これを正規の官吏である判任官と同様にできるかをめぐって、同年3月に、海軍と陸軍の間でやりとりがなされている。台湾領有前のこの時点では、以下に見るように、陸軍の通訳官への冷遇ぶりが確認しえる。

1895年3月4日附の海軍の大連港要港部の上申書では、以下のようにいう。まず、「支那語通訳官」1名の雇入れを申し出たものの、大本営海軍副官部からは「支那語通弁」の雇入の許可があった、しかし大連港要塞部としては「通弁」ではな

く「通訳官ト称シ判任ニ準シ取扱」を願う、というものである⁴⁷。ここでは、「通弁」から「通訳官」への改称、雇員から“判任官に準ずる扱い”が論点とされていた。

この要請を受けて、海軍は陸軍に対して、通訳官の取扱につき問合せをしていた⁴⁸。これに対する陸軍の返事は、海軍のいう「判任ニ準シ取扱」とは「如何ナル意味ナルヤ判然セズ」として、以下のように反論している。すなわち、「陸軍省雇員」とは、明治28年2月の「陸軍省送乙第六一五号」にあるように、「戦時編制部隊及特設部隊編成上下士以上及文官判任以上ノ要員及通訳官ニ充テタル雇員」を称して「陸軍省雇員」という、その給料は臨時軍事費俸給及諸給より支弁する者に該当する者であるという。これらは、そもそも「臨時一時ノ雇員」であるため、「叙位叙勲恩給其他ノ礼遇ヲ総テ判任官吏ト同一ナラシムルコト能ハザルハ論ヲ待タザルヘシ」⁴⁹というように、冷淡な返答をしていた。

これを受け、海軍人事課では3月31日に、旅順口の海軍根拠地参謀長にあてて、以下のように回答している。すなわち、雇員は「其職ノ何ニタルヲ問ハス判任待遇若クハ准判任等ノ名称ヲ付セラレ難ク候」として、陸軍の回答を踏襲した内容となっていた⁵⁰。

このように、通訳官はあくまでも「臨時一時ノ雇員」という身分にすぎず、叙位・叙勲・恩給・その他の礼遇などは判任官と同一にできないとしており、通訳官の身分は不安定かつ不遇なままにおかれていたのである。

3.2 台湾派遣通訳官への応募忌避

しかしながら、こうした不遇な身分は、台湾統治開始による恒常的な通訳官確保の必要にせまられてゆく陸軍にとって、人材確保の上で大きな障

⁴⁵ 「発 鮫島参謀長 宛大生副官 5月22日 神代エンショウほか2名通訳官を旅順兵站司令部に残し行くに付云々」(「アジ歴資料」C06061082900)、(旅順)大生副官発・近衛鮫島参謀長宛、1895年5月22日。

⁴⁶ 「経理局より威海衛建築他に通弁使用の件」(「アジ歴資料」C06022154900)、1895年9月4日。

⁴⁷ 「従軍者待遇並官氏名報告方其他雑件(1)」(「アジ歴資料」C08040737000)、大連港要港部司令官横尾道登発・旅順口海軍根拠地司令官坪井航三宛、1895年3月1日附の「当部雇支那語通弁ヲ通訳官ト御改称ノ上判任取扱相成度義上申」。資料中の傍点は岡本による(以下も同様)。

⁴⁸ 前掲「アジ歴資料」C08040737000、三須〔宗太郎海軍〕人事課長発・松永〔雄樹海軍〕軍務局第一課長宛、(1895年)3月24日附、毛筆書簡。

⁴⁹ 前掲「アジ歴資料」C08040737000。「本文判任ニ準シ取扱度トハ如何ナル意味ナルヤ判然セズ」。日付なし。註47資料に下げ札として貼付。

⁵⁰ 前掲「アジ歴資料」C08040737000、人事課長代理発・旅順口海軍根拠地参謀長宛、1895年3月31日。海軍省野紙に記載。

害となっていた。陸軍においては次第に、以下に見るように、通訳官の待遇改善は必要不可欠という認識が生じていった。

陸軍内部のやりとりとしては、参謀総長（彰仁親王）から陸軍大臣（大山巖）にあてて、1895年8月21日に「清語通訳官身分」の詮議を要望する文書が出されている⁵¹。これに附属した文書として、関係主任官の提出による「清語ニ通セル者ノ取扱ニ関スル意見」⁵²（以下では「取扱意見書」と略する）があり、参謀総長はこの「取扱意見書」を論拠として、「清語通訳官」の待遇改善を要望していた。

この「取扱意見書」の冒頭では、

「台湾総督府ニ於テ事局^{〔ママ〕}ノ進捗ト共ニ益々清語ニ通スル人ノ必要ヲ告ケ頻リニ請求シ来レルヲ以テ百万招募ニ尽力セリト雖トモ種々ノ事情ニヨリ殆ント応募ノ人ナク到底目下ノ急要ヲ充タス能ハサルノ勢ナリ」

といい、台湾総督府からの清国語通訳官派遣要請と、それへの応募者の欠乏を挙げていた。

そもそも日清戦争開戦前から「清語ニ通スルノ人ハ有数」であること、しかも「能ク用ニ堪フルモノ」は全国でも恐らく「二百名ヲ越ヘサルベシ」というように、人材の蓄積がないことを指摘している。しかし、日清戦争開戦に際しては、かねてから「支那ニ対シテ久シク志ヲ抱ケルノ人」が「悉ク奮起」し、かつ、「平生ノ所養ヲ以テ応分ノ義務ヲ果タサント欲シ」たため、「直ニ通訳ノ事ヲ以テ軍ニ従ヒ頗ル尽ス所」があったという。このように、個々の志願者の熱意により、迅速な人材確保と従軍が可能であったと認識していた。

日清戦争時の応募者の意図と、その後の変化については、以下のように指摘している。すなわち、「邦家重大ノ挙」に際して、「献身的報恩」から出たものであり、「報酬待遇等」は「始ヨリ深く問フ所アラサリシナリ」。しかし、従来は見返りを期待せずに従軍した者も、日清戦争が終わった今は、彼らにも「平生ノ志望計画ニ向ヒ各自期スル所アル」のであり、「再ヒ強テ従前ノ俣永ク事ニ従ハシムルヘカラス」という。

また、清国語通訳官たちの経歴についての認識は、以下のものである。彼らは、これまで「清国ノ事ニ尽碎」した人たちであり、「短キモ四五年長キハ十有数年」にわたって「辛酸備サニ嘗メ艱苦悉ク堪ヘ頗ル観察講究スル所」があり、その多くは「支那内地各所ヲ跋涉シ風土人情ニ通シ制度文物ニ熟」しており、その社会的地位も「相応ノ地位ヲ有シ学識経験共ニ見ルヘキモノアリ」という。

こうした状況をふまえて、「取扱意見書」は、

「今日再ヒ之ヲ駆テ目下台湾ノ急ニ馳セシメントスルニ当リテハ復タ戦時報効ノ当時ヲ追フテ之ヲ時局後平和ノ今日ニ求ムヘカラス」

という。このように、従来と同待遇では、清国語通訳官を台湾へ派遣することは、不可能と戒めていた。

3.3 応募忌避の要因

さらに「取扱意見書」は、応募忌避の原因として、給与や待遇に関して、以下の5点を列挙している。

第一に、「清語ニ通スルモノ、俸給」は、当初は「実力如何ヲ判別スルノ遑ナク」、一率に平均25円とされてしまったこと、出征後に「実力ト功勞」によって所属長官の見込次第で進級させる筈だったものが、「六ヶ月以上ヲ経過セサレハ進級ヲ許サ、ル事」となったため、昇級しないままに留め置かれたことである（明治28年2月23日「陸達第八号」布達による）。

第二に、全員が陸軍省雇員としての任用であったため、実際の人物がどのようであれ、その「待遇卑ク取扱十分ナラサリシコト」というように、不遇な身分・待遇で固定されてしまったことである。

第三には、彼らは「通訳ニ従事スル」ことが重要視されたため、本人が「別ニ有スル素養」は考慮されず、また、本人の「手腕ヲ伸フルノ位置ナカリシコト」という。すなわち、通訳以外の能力が考慮されないことである。

第四には、各部署における個々の通訳官の待遇は、各部署の「随意任用」や部属長官の「見込」

⁵¹ 「大本营より 清語通訳官身分取扱の件（勅令）」（「アジ歴資料」C06022124100）、参謀総長彰仁親王発・陸軍大臣大山巖宛、1895年8月21日。

⁵² 前掲「アジ歴資料」C06022124100。「大本营」罨紙に記載。以下の本節の引用部分は「取扱意見書」からの引用。

などによって、「彼此頗ル不権衡」となっていたことである。そのため、「實際上不都合尠ナカラサル」状況があるという。

第五には、雇員同士のなかでも、通訳として採用されたものと、そうでない者との間に不均衡が生じていたことである。すなわち、通訳以外の雇員のなかには、一躍して高等官待遇となった者もある一方で、通訳官の場合は、「支那ニ対スル見識地位」がそれらの者より「上ニ在ルモノ」も少なくないものの、「通弁ヲ以テ其下流ニ立ツノ感」があって、「権衡ヲ失スル」ことが少なくないことである。ここからは、通訳という職への軽視が垣間見える。

以上に列挙したことが、「今日再ヒ台湾ニ採用スヘキ人物ヲ求ムルニ際シ殆ト応募ノ人ヲ得ル能ハサリシ大原因」と喝破していた。

では、台湾統治に向けて、再び彼らを応募させるには、どうすればよいのか。「取扱意見書」では、処遇を考え彼等の希望を容れて「素養ヲ伸フルノ地歩」を与えれば、多くの人は、「徒ニ不平ノ声ヲ漏シテ逆走背行好シテ閑地ニ入ルノ人ノミニアラサルヘシ」というように、不平から応募忌避をする人だけではなくなるだろうという。

さらに、台湾へ派遣する場合の留意点として、

「台湾ハ地僻ニ瘴氣ノ為メ往々人ノ健康ヲ害シ甚シキハ終ニ不帰ノ鬼ヲラシムルモノ尠カラサルヲ以テ奮テ此方面ニ向ハシムルニハ亦タ自ラ之ニ対スル十分ノ取扱ナルヘカラス」

と述べ、気候風土による死亡の虞も生じるがゆえに、より十分な対応が必要としていた。

3.4 待遇改善策の具体化

これらをふまえて「取扱意見書」では、待遇改善策として、以下の4点を提言している。

「第一 通訳官ハ其職通訳ノミヲ以テ主務トセス其実力ト技能トニ応シ相当ノ地位及俸給ヲ與フルコト

第二 身分取扱ハ是迄普通判任ノ待遇ナリシモ月俸六拾円以上ノ者ハ奏任ノ待遇ヲナスコト

第三 現在奉職ノ者ハ此際ニ是迄ノ俸額如何ニ関セス各自其実力ニ随ヒ相当ノ点迄一時進級ヲナサシメ従来ノ不平均ヲ改メテ其権衡

ヲ得セシムルコト

第四 赴任並ニ帰郷旅費及出發ノ手当ヲ支給スルコト」

すなわち、通訳以外の技能も勘案して地位や俸給を附与すべきこと、月俸 60 円以上の者には奏任官待遇とすること、現職者に進級を講じ不均衡な扱いを改めること、赴任・帰郷費・旅費・出発手当など移動にかかる経費を支給することである。

これらの改善策は、「彼等ヲ優待スル上ニ於テ必要」であり、通訳官をやめようとする人を「招誘シテ目下ノ急要ニ応セシムル」ためには必須であり、こうした対策をとらないならば、「今日有数ノ人ヲ集致シテ事ニ当ラシムル到底其望ナシ」としていた。

このほか、「取扱意見書」では、前述したような速成通訳官育成方針についても、以下のようにいう。これまでも必要に迫られて「一時止ムヲ得ス速成等ノ方法ヲ設ケテ人ヲ集メタルコト」があったが、「支那語ハ到底一二年ノ能ク熟通スル所ニアラス」、さらに「人情風俗等ヲ知了スルニ至テハ幾多ノ日子ヲ要セサルヘカラス」とし、速成育成方針を否定している。

そして、台湾固有の言語状況として、

「況ヤ台湾ハ一種不通ノ語ニシテ清語ニ精通スルノ人ト雖トモ俄カニ辨シ易カラサルモノアルニ於テオヤ半熟ノ人到底何等ノ用ヲモナスニ足ラサルヘシ且ツ目下台湾ノ需メハ急ニ有力ノ人ハ殆ト退守シテ復タ出テス」

というように、清国語の熟達者でも通用しない状況があること、目下のところ台湾では急な需要があるのに、有力な通訳官は辞職して再応募しない状況を指摘していた。

そして、台湾での需要の増大に加え、遼東半島占領地にも人材が必要としつつ、

「殊ニ台湾及占領地ニ於ケル為政ニ至テハ僅ニ欧米文物ノ一端ヲ窺フノ人ニシテ能ク其用ヲナスヘキニアラス必ス清国ノ語ニ通シ清国ノ制度人情ニ熟スル者ニアラサレハ充分ノ成果ヲ望ム可ラサルモノアリ」

として、清国の言語・制度・「人情」を熟知した人材が必須と主張していた。

以上のような「取扱意見書」を添附した要望を受けて、同年9月16日、閣議請議案「清語通訳官身分取扱ノ件」が出された。閣議請議の理由は、「取扱意見書」とほぼ同様の文言を簡潔にしなから、以下のようにいう。日清戦争時の待遇のままでは人材確保は困難であること、現在は「特ニ台湾総督府ニ於テ事務局ノ進捗ト共ニ益々清語ニ通スル人ノ必要」が生じているにもかかわらず、「百万招募ノ手段ヲ尽スト雖トモ一般雇員ノ取扱ニ在テハ召募ニ応スル者之ナキ」状況があること、それにとどまらず「目下ノ必要」すら充足できない状況があること、これらをふまえて、待遇を改善して「身分取扱ヲ尊重ナラシムルノ必要」があるという。そして、以下の案を閣議請議していた。

「陸軍ニ於テ官吏ニアラサル者ヲ通訳ニ従事セシムルトキハ取扱ハ其月俸六拾円以上ノ者ハ奏任官ノ待遇トシ六拾円未満ノ者ハ判任官ノ待遇トナスコトヲ得」⁵³

これを受けて、1895年10月4日、その改善策が勅令として制定された。すなわち、「陸軍ニ於テ通訳ニ従事スル者待遇ノ件」(明治28年勅令第139号)では、上記の閣議請議案と同様に、「陸軍ニ於テ官吏ニアラサル者ヲ通訳ニ従事セシムルトキ」には、月俸60円以上の者には奏任官待遇を与え、60円未満の者は判任官待遇とすることを決定したのである。

以上のように、日清戦争開戦時には、開戦の熱気と清国語学習者の「献身的」な志願に依存しつつ、彼らを雇員の身分に甘んじさせていたものの、台湾の植民地統治開始に伴い、清国語通訳官たちは従来の待遇をきらって応募に応じず、かつ、台湾固有の言語状況などもあいまって、清国語人材の確保は極めて困難な状況になっていった。そのために、陸軍では、通訳官に対する待遇改善の勅令を実現させることで、人材確保を制度的に保障しようとしていったのである。

おわりに

本稿では、日清戦争開戦後間もなくから約1年

間に、雇員として活動した陸軍通訳官、とりわけ清国語通訳官について、その人材確保の政治過程について検討してきた。

第1章では、開戦後間もない時期における通訳志願者の意図を見たとうえで、陸軍における待遇をめぐる状況について検討した。独学者なども含む多様な経歴を持つ清国語学習者たちは、陸軍の急な応募に対して個人の熱意から通訳官の応募に志願で応じた。しかし、陸軍は、急ごしらえで通訳官をかき集めたものの、その待遇や身分を、いわば悪平等とでもいうべき低い待遇と不安定な地位に置き続けていった。また、通訳官不足のなかで、軍部の内部で通訳官の争奪が生じたり、あるいは、通訳官への徴集猶予措置による徴兵令の例外的運用を生み出したり、速成通訳官育成を各師団に丸投げしようとするなど、陸軍全体を調整するような一貫した方針は確認しえない。いわばその時々々の需要に応じて場当たりの対応で間に合わせようとする姿勢が浮かび上がる。

第2章では、日清戦争終結と前後する時期に、澎湖島と台湾の領有という事態を迎えるなかで、新たに、台湾語通訳官の需要が認識されてゆく過程を検討した。ただし、台湾語通訳官の需要が確認されたものの、供給源はなく台湾語通訳官は欠如したままであったこと、日清戦争終結に伴い、旅順から台湾へ清国語通訳官が移動し派遣される過程で、清国通訳官のなかには台湾語が障壁となって辞職を希望する者も存在していたことなどを確認した。

第3章では、台湾領有後において、台湾総督府からの通訳官需要という事態を受けて、陸軍が清国語通訳官の待遇改善策を余儀なくされた状況を検討した。日清戦争開戦時は熱意をもって志願した清国語通訳官たちも、日清戦争終結を迎えて恒常的な通訳業務を要する台湾の植民地統治へと向かう段階では、従来の「臨時一時ノ雇員」として冷遇されてきたことに対して、通訳官応募を忌避するようになっていた。そのため、従来のやり方では台湾派遣の清国語通訳官の確保は困難と認識した陸軍が、清国語通訳官の奏任官待遇を勅令として制定する動きを牽引し、待遇改善を制度的に保障してゆく過程を明らかにした。

以上のように、本稿では、日清戦争開戦から約

⁵³ 前掲「アジ歴資料」C06022124100、1895年9月16日附。

1年間における、清国語通訳官の人材確保の政治過程を、陸軍との関連で検討してきた。ただし、台湾統治開始後における清国語・台湾語通訳官の人材確保の実態や、台湾社会との相関関係などは、本稿では未検討のままである。日清戦争期と台湾領有後における通訳官の人材の連続／断絶の有無や、植民地台湾における状況などは、今後の検討課題としたい。

